

論文

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について(その2)

白 峰 旬

【要 旨】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に収録された各年報には、各年次における日本の政治状況を分析した記載箇所があり、それをもとに当時の最高権力者であった織田信長、豊臣秀吉、豊臣秀頼、徳川家康、徳川秀忠の各時代における政治権力の推移を通時的に見通すことができる。よって、本稿では、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に記載された内容の検討をもとに、織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について考察する。

【キーワード】

イエズス会、織田信長、豊臣秀吉、豊臣秀頼、徳川家康

※拙稿「『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について(その1)」(『別府大学大学院紀要』17号、別府大学会、2015年)より続く。

5. 徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識

【慶長4年～同6年】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における徳川秀忠の初出は、慶長4年～同6年であり、「内府様(引用者注:家康)の嗣子で、父君(引用者注:家康)の代りにかの八カ国を統治している江戸中納言殿(引用者注:秀忠)」(I-3、228頁)と記載されている。この時点では、家康の後継者として関東の領国を支配する大名という位置付けにすぎない。

【慶長10年】

その後、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に秀忠が出てくるのは、慶長10年の将軍就任に関する記載である。慶長10年の時点で「本年(引用者注:慶長10年)、(引用者注:家康は)決意を明らかにし、帝国を己れ(引用者注:己カ)のものとして占奪するだけでなく、自らの一族のうち

に永遠に留めることに決めた。(中略) ^(ママ)二男(引用者注:三男カ)ではあるが、彼(引用者注:秀忠)に^{ショウグン}將軍或いは^{クボウ}公方の称号を与え、自分(引用者注:家康)の死後は帝国を相続するよう、彼(引用者注:秀忠)を嗣子相続人にしておいたのである。」(I-5、4頁)と記載されていて、秀忠の將軍就任は徳川家による政権の世襲を家康が企図したことによるもの、としている。

この秀忠の將軍就任によって、秀吉の後継者であった豊臣秀頼の政治的位置はどのように変化したのかというと、秀忠の將軍就任について「その真の理由は、誰もが信じているように、太閤(引用者注:秀吉)の息子である若者(引用者注:秀頼)から大坂の城と市を奪い取り、これによって、自分の父(引用者注:秀吉)のものであったその帝国をいつの日か相続したいという、彼(引用者注:秀頼)がいまだ抱いている希望を断ち切るためであった」(I-5、4~5頁)と記載されている。つまり、秀忠の將軍就任は、家康が豊臣家から政権を篡奪することが本当の目的であった。

【慶長10年~同19年】

慶長10年以後、秀忠については、慶長10年の時点で「新將軍」(I-5、5頁)、慶長10年、同11年の時点で「日本の国主」(II-1、7頁)、慶長11年、同12年の時点で「將軍」(I-5、141頁)、慶長16年の時点で「公方(引用者注:家康)の世継ぎの將軍」(II-1、201頁)、慶長17年の時点で「將軍」(II-1、372頁)、慶長18年の時点で「日本全国を継承し、すでに統治を開始している^{ショウグン}將軍様」(II-1、388頁)、「国主」(II-2、27頁)、慶長19年(1614)の時点で「日本の国主」(II-2、55頁)、「日本全国を治める国主」(II-2、148頁)、「將軍」(II-2、130頁)と記載されている。

このように、慶長10年に秀忠が將軍に就任したあとは、秀忠について「將軍」(「將軍様」も含む)の表記が多い。家康の呼称と秀忠の呼称の対比として、「老將軍」(家康)と「新將軍」(秀忠)(I-5、5頁)、「公方」(家康)と「將軍」(秀忠)(II-1、201、253頁)と記載されている点は興味深い。実際には慶長10年に秀忠が將軍に就任したあとは、駿府の大御所政権(家康)と江戸の將軍政権(秀忠)の二元政治がおこなわれたのであるが⁽³²⁾、家康を「大御所」と表記せず、「老將軍」や「公方」(=將軍)というように將軍に関係する記載がされていることは、秀忠の將軍就任後も依然として家康が政治の実権を握っていたことを明確に示している。

なお、上述のように、秀忠については「將軍様」という表記はあるが、家康については「將軍」という表記はあっても「將軍様」という表記はない。

秀忠について「国主」の表記の初出が慶長10年、同11年であるのは、秀忠の將軍就任が豊臣家から政権を篡奪する結果になったことと関係すると思われる、慶長19年に「国主」の表記が多く見られることは、慶長19年の時点で、秀忠の政権運営が軌動に乗ってきたことを示している。

【大坂の陣以後~元和4年】

大坂の陣以後は、元和3年(1617)、同4年の時点で「非情な専制君主」(II-2、283頁)、「日本の新たな支配者である^{ショウグン}將軍」(II-2、283頁)、「新しい皇帝である將軍」(II-2、284頁)と記載されている。この場合、「非情な専制君主」というのはキリスト教の迫害(弾圧)との関係で記

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について(その2)(白峰)載されており、「日本の新たな支配者である將軍」^{ショウゲン}、「新しい皇帝である將軍」という記載は家康の死去後の記載として出てきている。このうち、「新しい皇帝である將軍」という記載は、秀忠について「皇帝」という表記の初出であり、大坂の陣で豊臣家が滅び、さらに家康がその後死去したことにより、秀忠が最高権力者になったことを示している。

【本多正信などに関する記載】

慶長10年以後の二元政治（江戸の將軍政権〔秀忠〕と駿府の大御所政権〔家康〕）において、江戸の將軍政権（秀忠）の重職として有名なのが本多正信と大久保忠隣であるが、この2人について『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には次のような記載がある。

大久保忠隣については、慶長11年、同12年の時点で「將軍（引用者注：秀忠）の侍者、相模殿（引用者注：大久保忠隣）」（I - 5、145頁）と記載されている。この場合の「侍者」というのは側近という意味であろう。

本多正信については、慶長11年、同12年の時点で「かの政庁（引用者注：江戸の將軍政権）における重臣であり、將軍（引用者注：秀忠）に対してもっとも発言力のある彼（引用者注：本多正純）の父、本多佐渡殿（引用者注：本多正信）」（下線引用者）、（I - 5、141頁）、「この貴人（引用者注：本多正信）は、既述のように、その政庁（引用者注：江戸の將軍政権）の要人であり、息子の上野殿（引用者注：本多正純）が公方（引用者注：家康）の前でそうであるように、將軍（引用者注：秀忠）に次いで、万事を統べる人である。実直で私心がなく、すこぶる温厚な性格であり、誰に対してもやさしい人で、將軍（引用者注：秀忠）は彼（引用者注：本多正信）を父のように思っている」（下線引用者）、（I - 5、146～147頁）と記載されている。このように、本多正信は江戸の將軍政権において將軍秀忠の側近ナンバーワンであり、秀忠は本多正信を父のように思っていたことがわかる。ちなみに、慶長11年の時点で、本多正信は69歳、秀忠は28歳であるので、その年齢差を考えると秀忠が本多正信を父のように思っていた、とする記載は首肯できる。

6. 為政者に対する表記の意味

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における、為政者に対する様付表記の意味、為政者の地位についての日本語表記と原語表記について、以下に検討したい。

【為政者に対する様付表記の意味】

織田信長、豊臣秀吉、豊臣秀次、豊臣秀頼、徳川家康、徳川秀忠について、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における様付の有無に着目して検討したい。なお、歴代の天下人以外ではキタノマンドコロサマ「北政所様」（II - 1、8頁）という様付の表記があるが、為政者ではないので検討対象からは除外する。

ちなみに淀殿については様付の表記はなく、「太閤様（引用者注：秀吉）の首位の夫人」（下線引用者）、（II - 1、3頁）、「太閤（引用者注：秀吉）の奥方であった秀頼の母である貴婦人」（下線

引用者)、(Ⅱ-1、183頁)と記載されている。このように、淀殿について「首位の夫人」と記載されていることは、淀殿が秀吉の側室ではなく(側室であれば「第二夫人」と記載されるはずである)、正室であったことを意味しており注目される。また、淀殿については「秀頼の母である年老いた奥方」(Ⅱ-1、7頁)(慶長10年、同11年)とも記されている。慶長10年の時点で淀殿は37歳であるので、この「年老いた」という表記は妥当ではないが、「奥方」のルビが「インペラトリチエ」^{インペラトリチエ}となっている点は注目される⁽³³⁾。インペラトリーチェ(imperatrice)はイタリア語で「女王」、「皇后」の意味であるから、「皇后」ということは、淀殿が秀吉の側室ではなく、秀吉の正妻(秀吉の正式な配偶者)であり、「女王」ということは、秀吉の死後は女帝と見なされていたことがわかる。その意味では、通説で淀殿を単に秀吉の側室としている点は訂正が必要であり、従来考えられてきたよりも豊臣政権における淀殿の地位は遥かに高かったと言えよう。その意味では、このことは、淀殿について「筆者(引用者注:福田千鶴氏)はこれまで繰り返し、浅井茶々(引用者注:淀殿)は秀吉の第一夫人である浅野寧(引用者注:北政所)と同等の妻の扱いをうけてきたことを主張してきた」⁽³⁴⁾とする福田千鶴氏の見解を立証するものと言えよう。

豊臣秀吉、豊臣秀頼、徳川家康、徳川秀忠については様付の表記があり、織田信長、豊臣秀次については様付の表記はない。このことは、前者の4人(秀吉、秀頼、家康、秀忠)が為政者として国家の最高権力者の地位にあり、後者の2人(信長、秀次)は国家の最高権力者の地位にはなかったことによると考えられる。信長については、全国統一事業の途上で死去したため全国統一を達成できなかった点や、秀次については、関白ではあったものの太閤秀吉との二元体制下において国家の最高権力を掌握できなかった点が、その理由として推測できる。このように考えると、『16・7世紀イエズス会日本報告集』では、為政者で様付の表記は日本国家の最高権力者のみに付けた、と考定できよう。

秀吉についての様付は、「太閤様」(Ⅱ-1、279頁など)、「国王太閤様」(Ⅰ-2、37頁)、「暴君太閤様」(Ⅰ-3、226頁)、「主君太閤様」(Ⅰ-3、348頁)、「日本の全(引用者注:国)の君主太閤様」(Ⅰ-4、229頁)、「^{インペラドール}天下人太閤様」(Ⅱ-1、6頁)などのように「太閤」に様付をしているが、関白については「関白殿」(Ⅲ-7、118頁など)というように殿付である。この理由として、関白時代の秀吉は、関白として後陽成天皇を補佐する立場にあったため国家の最高権力者ではなかったが、関白を退位して太閤になってからは天皇を相対化して国家の最高権力者になった、ということが考えられる。

秀頼について様付は、「秀頼様」(Ⅰ-3、243頁など)、「若君秀頼様」(Ⅰ-3、243頁)、「幼君秀頼様」(Ⅰ-3、242頁)「^{ヒロイサマ}拾様」(Ⅰ-4、4頁)などと記載されている。「拾様」は1例のみであり、他はすべて「秀頼様」というように「秀頼」という名前に様付をしている。「秀頼様」の初出は慶長4年~同6年であり(「^{プリンシペ・ヒデオリサマ}若君秀頼様」、Ⅰ-3、238頁)、秀吉の死去後であることを考慮すると、最高権力者であった秀吉の後継者として、秀頼も同じく最高権力者と見なされていたことがわかる。

家康についての様付は、「^{ダイフサマ}内府様」(Ⅰ-3、153頁など)、「^{ダイフサマ}全国の普遍的君主である内府様」(Ⅰ-4、

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について(その2)(白峰 175頁)、「^{インペラトール}皇帝・内府様」(Ⅱ-2、283頁)、「^{クボウサマ}公方様」(Ⅰ-4、175頁など)、「日本の主君である公方様」(Ⅰ-4、180頁)、「全日本の君主で支配者である公方様」(Ⅰ-4、289頁)などと記載されている。このように家康の場合、「内府」(=内大臣)の様付、或いは、「公方」(=将軍)の様付である。「内府様」の説明として「全国の普遍的君主」、「皇帝」などと記載され、「公方様」の説明として「日本の主君」、「全日本の君主で支配者」などと記載されていること自体が家康が最高権力者であったことを明確に示している。

秀忠についての様付は、「日本全国を継承し、すでに統治を開始している^{ショウグンサマ}将軍様」(Ⅱ-1、388頁)、「^{ショウグンサマ}将軍様」(Ⅱ-2、283頁)、「日本を治める国主様」(Ⅱ-2、148頁)などと記載されている。このように秀忠の場合、「将軍」の様付、或いは、「国主」の様付である。秀忠についての様付の表記は、家康と比較するとそれ程多くなく、「公方様」という表記は家康の場合使用されているが、秀忠の場合は使用されていない。逆に「将軍様」、「国主様」という表記は秀忠には見られるが家康には見られない(ただし、家康の場合、「将軍」、「国主」という表記はある)。秀忠の場合、「将軍様」の初出は慶長18年であり(Ⅱ-1、388頁)、「国主様」の初出が慶長19年である(Ⅱ-2、148頁)ので、秀忠が最高権力者と見なされたのは将軍に就任した慶長10年ではなく、大坂冬の陣(慶長19年)と同年、或いは、前年であったことになる。この理由としては、慶長10年に秀忠が就任したあとも、江戸(秀忠)と駿府(家康)の二元政治において、政治の実権は家康(駿府政権)が掌握していたが、慶長18年の時点で「日本全国を継承し、すでに統治を開始している^{ショウグンサマ}将軍様」(Ⅱ-1、388頁)と記載されているように、この頃から将軍政権(江戸)としての政治運営が軌道に乗ってきたことによると考えられる。

【為政者の地位についての日本語表記と原語表記】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において、「テンカ」人(=天下人)、(Ⅲ-7、118頁)、「タイコウサマ」(=太閤様)、(Ⅰ-1、279頁)、「ダイフサマ」(=内府様)、(Ⅰ-3、153頁)、「クボウサマ」(=公方様)、(Ⅰ-4、175頁)、「テンカドノ」(=天下殿)(Ⅱ-1、177頁)、「ショウグンサマ」(=将軍様)、(Ⅱ-1、388頁)、「ゴショ」(=御所)、(Ⅱ-2、329頁)などとわざわざ読み方を記載しているのは、当時そのように日本では呼ばれていたことを示すものであろう。これらは日本語の読みをそのまま使用しないと表現できない政治権力の概念(日本固有の権力形態)であり、原語には置き換えられない政治的地位をあらわす言葉であった。

その一方で、歴代の最高権力者の権力概念(政治的地位)について、ラテン語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語で説明したり、政治的地位にあたる単語を宛てていることもある。

秀吉については、「関白〔ラテン語で〈宝箱〉を意味する〕は、言わば内裏の将軍」(Ⅰ-1、222頁)、「関白〔すなわち、世界(ユニバーサル→引用者注:史料では「世界」のルビになっている)の統治者〕であった太閤」(Ⅱ-2、329頁)と記載されていて、関白について説明するのにラテン語やイタリア語(ユニバーサル〔universale〕はイタリア語で「全世界の」、「宇宙の」を意味する)で説明している。ただし、関白=宝箱という説明が正しいとは思えず、関白の語源にはそのような意

味は見られないので、イエズス会宣教師の誤認であろう。

そのほか、「天下人(インペラドール→引用者注:史料では「天下人」のルビになっている)太閤様(Ⅱ-1、6頁)と記載されていて、インペラトール(imperator)はラテン語で「皇帝」、「帝王」の意味であるから天下人の概念をそのようにとらえていたことがわかる。

秀頼については、「若君秀頼様(プリンシペ・ヒデヨリサマ→引用者注:史料ではプリンシペは「若君」のルビ、ヒデヨリサマは「秀頼様」のルビになっている)」(Ⅰ-3、238頁)と記載されている。プリンチペ(principe)はイタリア語で「王子」の意味である。また、「年若い国王(インペラドール→引用者注:史料では「国王」のルビになっている)秀頼(Ⅱ-1、3頁)と記載されている。上述のように、インペラトール(imperator)はラテン語で「皇帝」、「帝王」の意味であるから、「王子」であった秀頼が成長して、年若い「皇帝」になった、というとらえ方をしているのであろう。

家康については、「現在の君主であるこの公方、すなわち天下人(モナルカ→引用者注:史料では「天下人」のルビになっている)」(Ⅰ-5、8頁)と記載されている。モナルカ(monarca)はイタリア語で「国王」、「君主」の意味である。また「天下人(セニョール・ユニベルサル→引用者注:史料では「天下人」のルビになっている)」(Ⅰ-5、121頁)と記載されている。セニョール(senhor)はポルトガル語で「氏」、ユニベルサル(universal)はポルトガル語で「普遍概念」という意味であるから、「普遍概念」を擬人化したものととらえられる。そのほか、家康については、「国王(レイ→引用者注:史料では「国王」のルビになっている)」(Ⅰ-5、131頁)と記載されていて、レイ(rey)はスペイン語で「王」の意味である。また「日本の主権者(インペラトローレ→引用者注:史料では「主権者」のルビになっている)公方(Ⅱ-1、253頁)」と記載されていて、インペラトローレ(imperatore)はイタリア語で「皇帝」の意味である。

秀忠については、「將軍(インペラドローレ→引用者注:史料では「將軍」のルビになっている)」(Ⅱ-1、79頁)と記載されていて、上述のようにインペラトローレ(imperatore)はイタリア語で「皇帝」の意味である。

このように、秀吉、秀頼、家康、秀忠の4人について、いずれも「皇帝」を意味するインペラトール(imperator、ラテン語)、或いは、インペラトローレ(imperatore、イタリア語)という原語が使われていることは、この4人が為政者として最高権力者であったことの明確な証左となる。このことについては、上述したように、様付表記の検討結果とも一致する点であり、注目される。

為政者の地位について日本語表記と原語表記が両方使用された点については、日本固有の権力形態を示す語であっても、その権力の実態を説明するためには、ラテン語、イタリア語などで説明する必要があった、ということになる。その点は、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』にはイエズス会総長宛の日本年報、日本年報補遺やイエズス会総長宛の宣教師の書簡などが多く収録されていることを考慮すれば当然のことであった。つまり、報告を読む立場のイエズス会総長などは日本語に堪能なわけではなかったから、それぞれの時期の日本の最高権力者がどのように呼称されているかを知るには日本語表記が必要であり、その権力の実態を理解するためにはラテン語、イタリア

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について(その2) (白峰) 語などで説明する必要があったのである。

おわりに

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関して、その政治権力の推移や動向が非常に詳しく記述されていることが本稿の検討により明らかになった⁽³⁵⁾。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における記載内容をもとに検討した織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関する政治権力の推移を図1として時系列にまとめたが、図1からわかるように、二元政治の時代は、①「太閤秀吉と新関白秀次の時代」(天正19年～文禄4年)、②「秀吉の後継者秀頼の時代」(慶長3年～同10年)と「将軍家康の時代」(慶長8年～同10年)における慶長8年から同10年までの時代、③「大御所家康の時代」(慶長10年～元和2年)と「家康存命中の将軍秀忠の時代」(慶長10年～元和2年)、ということになる。

上記①(太閤秀吉と関白秀次の二元体制)と上記③(江戸の将軍政権〔秀忠〕と駿府の大御所政権〔家康])はこれまで周知されてきたが、上記②については本稿での検討により新たに得られた知見である。上記②は秀頼が最高権力者であった時代が秀吉死去後の慶長3年から秀忠の将軍就任の慶長10年までであり、家康が将軍に就任して退位するまでの慶長8年から同10年までの時代も併存したため、この期間は日本国内に最高権力者が2人(豊臣公儀のトップである秀頼と徳川公儀のトップである家康)存在した時代であると規定した。なお、「関ヶ原の戦い後～将軍就任前の家康の時代」(慶長5年～同8年)は、家康が将軍に就任する前の段階であるので徳川公儀が成立していないことと、その段階の家康は、豊臣公儀のトップである秀頼の名で政治をおこなう必要があったため、二元政治の時代とは規定できない。慶長10年の秀忠の将軍就任は、家康が秀吉の遺言を無視して(つまり正統な理由なく)、徳川家が豊臣家から政権を篡奪したことを意味したが、豊臣公儀はその後、元和元年の大坂夏の陣で豊臣家が滅亡するまで存続した。

笠谷和比古氏によって慶長8年の家康の将軍任官から元和元年の大坂の陣での豊臣家滅亡までの期間は二重公儀体制(豊臣公儀〔関白型公儀〕と徳川公儀〔将軍型公儀])であったことがすでに指摘されているが⁽³⁶⁾、本稿での検討の結果、上述のように慶長8年から同10年までは日本国内に最高権力者が2人(豊臣公儀のトップである秀頼と徳川公儀のトップである家康)存在した時代であると規定できたことにより、笠谷氏が提唱した二重公儀体制の理解はより深められるであろう。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』は、江戸時代における徳川史観(徳川家〔江戸幕府〕による政治支配が歴史的に見て正統なものであるとする後付けの歴史観)のバイアスがかかっていないので、豊臣家から徳川家への政治権力の推移(豊臣秀頼→徳川秀忠)が非常に冷静かつ客観的に記されている。特に、上述のように、慶長10年の秀忠の将軍就任により、家康が秀吉の遺言を無視して(つまり正統な理由なく)、豊臣家から政権を篡奪したことを明確に記している点は、国内史

料では明確に知り得ない部分であり、その意味で注目される。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の情報源（特に政治権力の推移や動向に関する情報の情報源）については、当時の日本社会における風説などのほか、特に秀吉の時代には多くのキリシタン大名が存在し、豊臣政権の中枢にもキリシタンが存在したので、確度の高い情報を取得できた（秀吉の具体的な発言内容までしばしば記述されている）、と考えられる⁽³⁷⁾。

日本国内で布教することを目的に来日したイエズス会宣教師達が、これ程詳細な日本国内の最高レベルの政治権力の動向を注視・分析して記述したことについて、一見すると奇異な印象を受けるが、その理由は、封建時代にあつて最高権力者の政治的判断が布教の許可・進展、或いは、禁教・弾圧に直結したからであろう。イエズス会の布教のやり方というのは、非常に組織的なやり方とっており、積極的に勧誘してキリシタン大名を増やすことにより、それらの領内への布教をやりやすくすると同時に、政権内で影響力のある有力なキリシタン大名を使って、政権内での発言力を確保するねらいがあつたことは明白である。具体的には、有名なキリシタン大名の高山右近の失脚後は、豊臣政権では秀吉の側近大名である小西行長と黒田如水（官兵衛）から多くの政治情報などを取得していた。このことは『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において小西行長と黒田如水（官兵衛）に関する記載が非常に多いことから理解できる。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の内容を見ていくと、来日したイエズス会宣教師達が情熱を持って布教した時代から、秀吉のバテレン追放令、及び、江戸幕府の禁教令によって、弾圧の時代へと推移していくことがわかる。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において、「専制君主」という表記は秀吉（Ⅰ－2、18頁など）と秀忠（Ⅱ－2、283頁）には見られるが、信長、家康、秀頼には見られないのは、秀吉と秀忠が過激なキリシタン弾圧をしたこと（秀吉は初めてキリシタンを処刑し、秀忠はキリシタン弾圧を強化した）と関係するのかも知れない。

江戸幕府の禁教令によってキリシタン大名が一人もいなくなり、弾圧が激化すると、イエズス会には対抗手段はなくなって根絶されていくのであるが、そもそも封建制社会において、天下統一後は、最高権力者（天下人）の命令に絶対服従する、という封建制の論理が、イエズス会宣教師には根本的にわかっていなかったのではないか、と思われる。具体的には、例えば、「内府様（引用者注：家康）が有力な領主はキリシタンになつてはならぬと禁じたからであるが、それは、彼らは後に神仏を無視し、こうして、天下の^{あるし}主が他の領主たちに強制する誓い（引用者注：起請文を指す）を彼らに強いることができなくなるからである」（下線引用者）、（Ⅰ－4、159頁）と記載されている⁽³⁸⁾。

これは、家康が有力大名に対してキリシタンになることを禁止したが、その理由として、有力大名がキリシタンになると日本古来の神仏を無視するので、天下人が諸大名に対して起請文を提出させることが出来なくなるから、としている。起請文とは「自分の行為、言説に関してうそ、いつわりのないことを神仏に誓い、また、相手に表明する文書」⁽³⁹⁾であるから、確かに家康のこの指摘は首肯できるものである。つまり、起請文は誓約書であるから、大名がキリシタンであるため起請文が無効になるということは、将軍と大名の封建的主従関係の根幹に抵触するため、幕府（将軍）

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関するイエズス会宣教師の認識について(その2) (白峰) は大名がキリシタンになることを厳禁したのである⁽⁴⁰⁾。

このような封建的主従関係(上下関係)は絶対的である、という封建時代特有のロジックをイエズス会宣教師達が根本的に理解できなかったのは、イエズス会宣教師達が来日した当時は戦国時代であり、下剋上が日常的に見られた時代であったという点に理由がある。イエズス会宣教師達はこの時代(戦国時代)の社会状況が封建制社会のロジックと誤認したが、この時代(戦国時代)の方が封建的主従関係(上下関係)という点ではアブノーマル(イレギュラー)な時代であって、秀吉による天下統一後、下剋上が消滅して本来の封建的上下関係のロジックが復活し、禁教が上意下達として絶対視されると、そこにキリスト教的信仰のロジックが入り込むすきは全くなくなっていたのである。こうした点を根本的に理解できなかったことがイエズス会による布教挫折の要因であった、と言えよう。

[註]

- (1) 鍋本由徳「十七世紀、イギリス商館関係者の紛争処理と平戸松浦家－『イギリス商館長日記』を題材にして－」(『日本大学通信教育部通信教育研究所研究紀要』25号、2012年)。
- (2) 鍋本由徳「十七世紀初、外国人による大名家の隠居と当主認識－イエズス会年報とイギリス人の記録から－」(『日本大学通信教育部通信教育研究所研究紀要』26号、2013年)。このほか、鍋本由徳「十七世紀イギリス人の見た日本－幕府政治に関わる噂話」(『生活文化史』61号、日本生活文化史学会、2012年)もある。
- (3) 松本和也「イエズス会宣教師の権力者認識と国家認識」(『日本歴史』655号、吉川弘文館、2002年、59頁)。
- (4) 松本和也「1569年6月1日付ルイス・フロイス書翰の日本語表記について」(『ヒストリア』189号、大阪歴史学会、2004年、129、145頁)。
- (5) 松田毅一・川崎桃太訳、フロイス『日本史』1〈豊臣秀吉篇I〉(中央公論社、1977年、凡例の14頁、中央公論社)。
- (6) 本稿で検討対象とした松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』(同朋舎出版)は、Ⅲ期5巻〈天正5～同9年〉(同朋舎出版、1992年)、Ⅲ期6巻〈天正10～同13年〉(同朋舎出版、1991年)、Ⅲ期7巻〈天正13～同16年〉(同朋舎出版、1994年)、Ⅰ期1巻〈天正16～同20年〉(同朋舎出版、1987年)、Ⅰ期2巻〈文禄3～慶長元年〉(同朋舎出版、1987年)、Ⅰ期3巻〈慶長2～同5年〉(同朋舎出版、1988年)、Ⅰ期4巻〈慶長6～同9年〉(同朋舎出版、1988年)、Ⅰ期5巻〈慶長10～同12年〉(同朋舎出版、1988年)、Ⅱ期1巻〈慶長10～同18年〉(同朋舎出版、1990年)、Ⅱ期2巻〈慶長18～元和4年〉(同朋舎出版、1996年)である。本稿において『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から引用した場合は、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の各巻について、例えば、Ⅲ期5巻であれば「Ⅲ－5」のように記載した。また、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では訳者が日本語訳の際に補足した注記が()

内に記されているが、本稿において『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から文章を引用する場合は、その訳者の注記を省略して引用し、文脈上必要な場合は、筆者(白峰)が(引用者注:)として、独自に意味を補足した。

- (7) 松本和也「宣教師からみた信長・秀吉」(堀新編『信長公記を読む』、吉川弘文館、2009年)。
- (8) 前掲・松本和也「宣教師からみた信長・秀吉」では、「宣教師が信長を「天下の君主」と認めたのは、安土に居を移した頃であった。彼らがこの時期になって初めて「天下」を使用して説明したことを考えるならば、この時信長は全日本の統一権力者ではないが、これまでとはまったく異なる権力者になったと認識されたといえる。(中略)天正年間の織田政権を足利幕府に代わる新たな中央政権の誕生と位置づけられる。」と指摘されている。
- (9) 池上裕子『織田信長』(吉川弘文館、2012年)
- (10) 藤田達生『天下統一—信長と秀吉が成し遂げた「革命」』(中央公論新社、2014年)。
- (11) 金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』(講談社、2014年、269頁)。同書では、このほか「天下静謐維持を第一義の目標とした信長は、このような敵対勢力を服属させようとして軍事行動を起こし、彼らを滅ぼしたり服属させたりすることにより、結果として、その領国がみずからの支配領域に組みこまれた。信長が全国統一に邁進し領国を拡大していったかのように見えたのは、実はこの行動の反復による結果論にすぎないのだ。」(下線引用者)、(前掲・金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』、28頁)と記載されているが、この点(結果論に帰結させる考え方)についても同様の理由で再検討が必要であろう。
- (12) 『日本国語大辞典(第二版)』8巻(小学館、2001年、105頁、「専制的」の項)。
- (13) 前掲・金子拓『織田信長〈天下人〉の実像』(16頁)。
- (14) 前掲・松本和也「宣教師からみた信長・秀吉」。
- (15) 『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、上杉景勝(五大老の一人)についても「景勝」(I-3、168頁など)と呼び捨てで記載されている。織田信長、徳川家康、上杉景勝のように名字を省略して、単に名前だけで呼び捨てで記載されたケースについては、その理由について今後検討する必要がある。
- (16) 前掲・藤田達生『天下統一—信長と秀吉が成し遂げた革命』(104頁)。
- (17) 前掲・松本和也「宣教師からみた信長・秀吉」では、イエズス会書翰における秀吉の初見は、永禄12年(1569)にフロイスが信長のいる岐阜に赴いた際、秀吉が取り次いだ時のこととしている。この点については『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ期3巻〈永禄8～元亀元年〉(338頁)において、「国主(引用者注:信長)が大いに寵する藤吉郎殿(引用者注:秀吉)」(永禄12年)と記載されている。本稿では『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の検討対象の巻を、上述のようにⅢ期5巻〈天正5～同9年〉～Ⅱ期2巻〈慶長18～元和4年〉としたため、松本氏が指摘した点については検討対象から除外した。
- (18) 播磨良紀「羽柴秀吉文書の年次比定について」(『織豊期研究』16号、織豊期研究会、2014年)。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、秀吉の朱印状発給に関して、天正14年の時点で「特許状(引用者注:朱印状を指す)というものは、日本で最高位の関白殿(引用者注:秀吉)だけでなくその他の天下人たちも今まで署名したことはなく、ただ朱印を押させるだけ〔関白殿もそうしていた〕であったが、(中略)

両方の特許状に、司祭たちへの好意を示すため、(引用者注:秀吉の) 自らの手で署名して与えようと言った。(中略) これがもし、仏僧たちやその他の人々の場合だったら〔皆が言うことには〕、何本もの黄金のべぼうの延棒を費やしたに違いない。他の特許状や、これほど重要でないことの場合でも、彼(引用者注:秀吉)に日々金が献じられている。』(Ⅲ-7、134頁)と記載されている。この記載からは、天正14年の時点で、秀吉朱印状には秀吉の署名はなく朱印を押させるだけであったことがわかる。このことは、前掲・播磨良紀「羽柴秀吉文書の年次比定について」において「同年(引用者注:天正13年)3月の紀州攻めごろから秀吉の署名が消え朱印のみを押印する文書も出てくる」と指摘されている点と合致する。この場合は、司祭に対する秀吉の好意から特別に秀吉自らが朱印状に署名したことが特筆すべきこととして記載されている。そして、通常は秀吉朱印状を出してもらう場合には献金する必要があったこともわかり、その点も興味深い。なお、曾根勇二氏は、秀吉の制札の礼銭徴収について検討しているほか、秀吉朱印状(知行宛行状)と右筆についても検討し、「右筆は、秀吉の知行宛行状を執筆するだけではなく、その礼銭を徴収していたのです。特に右筆の筆耕料が、知行宛行状の石高に応じて支払われるのは、興味深い事実です。」と指摘している(曾根勇二「秀吉の右筆」、山本博文・堀新・曾根勇二編『消された秀吉の真実-徳川史観を越えて』、柏書房、2011年)。

- (19) この点については、すでに前掲・松本和也「宣教師からみた信長・秀吉」において「それ以降(引用者注:パテレン追放令の発令以降)宣教師は秀吉を「暴君」と呼んで批判するとともに(後略)」と指摘されている。
- (20) 秀次事件に関して、太閤秀吉が「甥の関白殿(引用者注:秀次)を殺害するように指図して(引用者注:秀次事件を指す)以後に(後略)」(下線引用者)、(Ⅰ-2、275頁)と記載されている。近年では、秀次事件に関して、矢部健太郎氏が「秀吉が秀次を切腹させた」ことを示す直接的な史料は、ただの一点も存在しない(矢部健太郎『関ヶ原合戦と石田三成』、吉川弘文館、2014年、80頁)と指摘しているが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には、上述のように太閤秀吉が関白秀次を「殺害するように指図して」と明記した記載があるので、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における秀次事件についての記載の検討もおこなうべきであろう。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、秀次事件について、上記の記載(Ⅰ-2、275頁)以外に、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』(Ⅰ-2、92~123頁)に詳細な記載がある。この中では「太閤様(引用者注:秀吉)は、やがて関白殿(引用者注:秀次)に対して関白殿の称号と天下を取ることを無理に断念させ、関白殿がその職を息子(引用者注:秀頼)に譲るようにさせるのが本意だった」(Ⅰ-2、97頁)と記されていて、秀次事件の背景には秀吉にとって実子の秀頼が誕生したことにより、関白秀次の権力を剥奪して秀頼を自分(秀吉)の後継者にしようとした「本意」があった、としている。なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』においては、秀次事件に関して石田三成の関与は一切記されていない。
- (21) 三鬼清一郎「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座日本歴史9(近世1)』、岩波書店、1975年。後に、三鬼清一郎『豊臣政権の法と朝鮮出兵』、青史出版、2012年、に収録)。
- (22) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、1985年)。

- (23) 佐々木倫朗「秀吉の天下統一令「惣無事令」はなかった」(『週刊新発見!日本の歴史 戦国時代4 豊臣政権と朝鮮出兵の真相』、朝日新聞出版、2013年)。
- (24) 藤井讓治「「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし」(『史林』93巻3号、史学研究会、2010年)。
- (25) 『日本国語大辞典(第二版)』13巻(小学館、2002年、1239頁、「若君」の項)。この場合、「若君」とは訳者による訳語であるので、その点を一定程度考慮したうえで、その意味を検討していることを御理解いただきたい。
- (26) 『国史大辞典』10巻(吉川弘文館、1989年、460頁、「豊臣秀頼」の項、執筆は朝尾直弘氏)。なお、福田千鶴『豊臣秀頼』(吉川弘文館、2014年、49頁)では、諸史料の検討から「拾」から「秀頼」への改名は、慶長元年閏7月15日から同月19日までの4日間に限られることになるだろうかと指摘している。
- (27) 笠谷和比古氏の学説である二重公儀論については、笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、2000年)を参照。二重公儀論に対する最新の批判として、林晃弘「寺社修造にみる関ヶ原合戦後の豊臣家と家康」(『日本歴史』799号、吉川弘文館、2014年)では「秀頼の家臣が江戸城普請の奉行に加わったことをもって、「徳川将軍家とともに公儀を分有」したとまで評価する点は、飛躍があり問題である。」と指摘している。しかし、豊臣秀頼が慶長11年の江戸城普請の際に家臣を出したのは、単なる普請奉行ではなく公儀普請奉行であるので(拙稿「慶長11年の江戸城普請について」、『織豊期研究』2号、織豊期研究会、2000年。後に拙著『豊臣の城・徳川の城-戦争・政治と城郭』、校倉書房、2003年、に収録)、豊臣家が「徳川将軍家とともに公儀を分有」した、とする笠谷氏の指摘は至当な理解である。その意味では「飛躍があり問題である」とする林氏の上記の指摘は妥当とは言えないことがわかる。
- 二重公儀の存在については、例えば、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には、慶長17年の時点で、「^{ラボウ}公方(引用者注:家康)が^{テンカ}天下の絶対君主となって、すでに十四年になる。(中略)(引用者注:家康は)駿河の国の同名の^(ママ)駿河(引用者注:駿府カ)という主都市に居住している。」「^{タイコウサマ}いっぽう、太閤様の子息、秀頼もまだ大坂の城に、父(引用者注:秀吉)の財宝を抱えて健在であり(後略)」(Ⅱ-1、277頁)と記されていて、慶長17年の時点で、駿府城に在城する家康と大坂城に在城する秀頼が対比して記されていること自体が二重公儀の存在を証明するものと言えよう。このように慶長11年以降、秀頼が最高権力者ではなくなったあとも豊臣公儀は存続したと考えられる。
- (28) 秀頼については「法的後継者の秀頼」(Ⅱ-2、284頁)という記載もあり、秀頼が本来、秀吉の後継者として最高権力者になるべき正統性を保持していたと見なされていたことがわかる。
- (29) 前掲『史料総覧』巻13(115頁)。
- (30) 藤野保『徳川幕閣-武功派と官僚派の抗争』(中央公論社、1965年、60~65頁)。
- (31) 前掲・藤野保『徳川幕閣-武功派と官僚派の抗争』(60、65頁)。
- (32) 前掲・藤野保『徳川幕閣-武功派と官僚派の抗争』(60~65頁)。
- (33) 『十六・七世紀イエズス会日本報告集』(Ⅱ-1、5頁)にも、淀殿について「非道な^{インペラトリチエ}奥方」と記されていて、「奥方」のルビが「インペラトリチエ」となっている。
- (34) 前掲・福田千鶴『豊臣秀頼』(21頁)。ただし、北政所については「この方は^{インペラトリス}皇后で、今は亡き暴君太

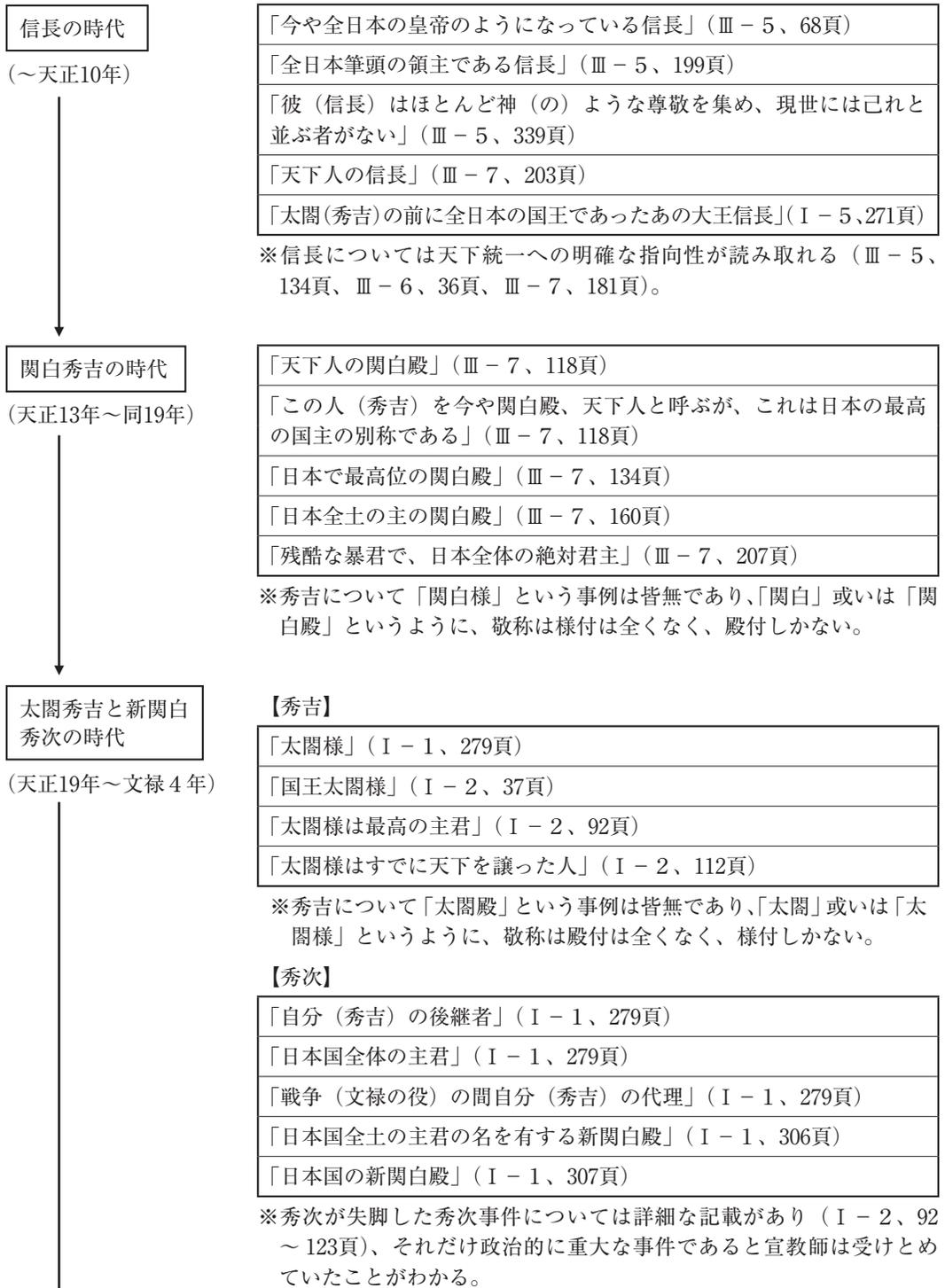
- 閣様〔引用者注：秀吉〕の正室であった」(Ⅰ-3、232～233頁)と記されていて、「皇后」のルビが「インペラトリス」となっている。インペラトリス(imperatriz)はポルトガル語で「女帝」、「女王」の意味であるから、北政所の地位が淀殿に比較して相対的に低かったわけではなかったこともわかる。
- (35) 上述した考察以外に、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に関して、①「絶対君主」、「絶対的君主」の表記は、秀吉(Ⅲ-7、207頁など)、家康(Ⅰ-3、285頁など)にはあり、信長にはないが、これは信長が全国統一をしていない点に起因するのかもしれない、②家康(Ⅰ-4、177頁など)、秀忠(Ⅰ-5、4頁)については「公方」の表記があり、信長、秀吉、秀頼には「公方」の表記がないが、この点は信長、秀吉、秀頼が征夷大將軍に就任していなかったことからすれば当然であろう、③「天下人」の表記は、信長(Ⅲ-7、203頁)、秀吉(Ⅲ-7、118頁など)、家康(Ⅰ-5、121頁など)にはあり、秀頼、秀忠にはないが、これは天下統一事業を自らの手でおこなったかどうかということを基準にしているのかもしれない、などの諸点も指摘できる。
- (36) 笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』(吉川弘文館、2007年、171～190頁)。
- (37) 松田毅一・川崎桃太訳、フロイス『日本史』2〈豊臣秀吉篇Ⅱ〉(中央公論社、1977年、340頁の注14、中央公論社)では、「太閤のこうした発言をいかにして南蛮人宣教師が知り得たかに疑いが持たれようが、太閤の側近には、御客人様マダレナのようなキリシタンがいたから、そのような筋から間接的にせよ情報が流れた可能性は十分認められるであろう。」と指摘されている。
- (38) 幕府が禁教を徹底化させたことについての関係記載としては、「国主(引用者注：將軍秀忠)は、日本全国からキリシタンを一人残らずなくしてしまいたいと考えている」(Ⅱ-2、131頁)、「(引用者注：將軍秀忠から)一六一六年の九月に日本中の諸大名に対して、たとえ如何なる事情があろうとも、領国中にも家臣の中にも一人でもキリシタンがいてはならぬ、という厳命が発せられた」(Ⅱ-2、332頁)という記載がある。
- (39) 『日本国語大辞典(第二版)』4巻(小学館、2001年、113頁、「起請文」の項)。
- (40) このほか、禁教の理由として、当時の日本の最高権力者(秀吉、家康)には、イエズス会などいわゆる南欧勢力(南欧勢力については、立花京子『信長と十字架-「天下布武」の真実を追う』、集英社、2004年、を参照)による日本侵略への警戒感が常に根底にあったのは確かであろう。その証左として、秀吉に関して「太閤様(引用者注：秀吉)は、外国人は日本国の侵略を企てているのだという虚言を深く信じ込むことになるのである」(Ⅰ-3、103頁)という記載がある。そのほか、「(引用者注：秀吉が)また内裏の公家と語る時も、主要な領主や殿と語る時も、我らの教え(引用者注：キリスト教を指す)が一向宗の宗派より天下の平和には害があり、そのために我ら(引用者注：イエズス会)を日本から追出すという同じ語り口を使っている。何故ならば最終的には、日本の多数の領主をキリシタンにして蜂起し、国王から支配権を奪おうとしているが、これを見出したのは彼(引用者注：秀吉)である等と自らに栄光を帰している。」(Ⅲ-7、253頁)と記されていて、イエズス会の画策により多くのキリシタン大名が蜂起して政権転覆をはかるかもしれない、と秀吉が警戒していたことがわかる。このように、イエズス会が積極的にキリシタン大名を増やしていったことに対して、国内統治の観点から秀吉が警戒したの

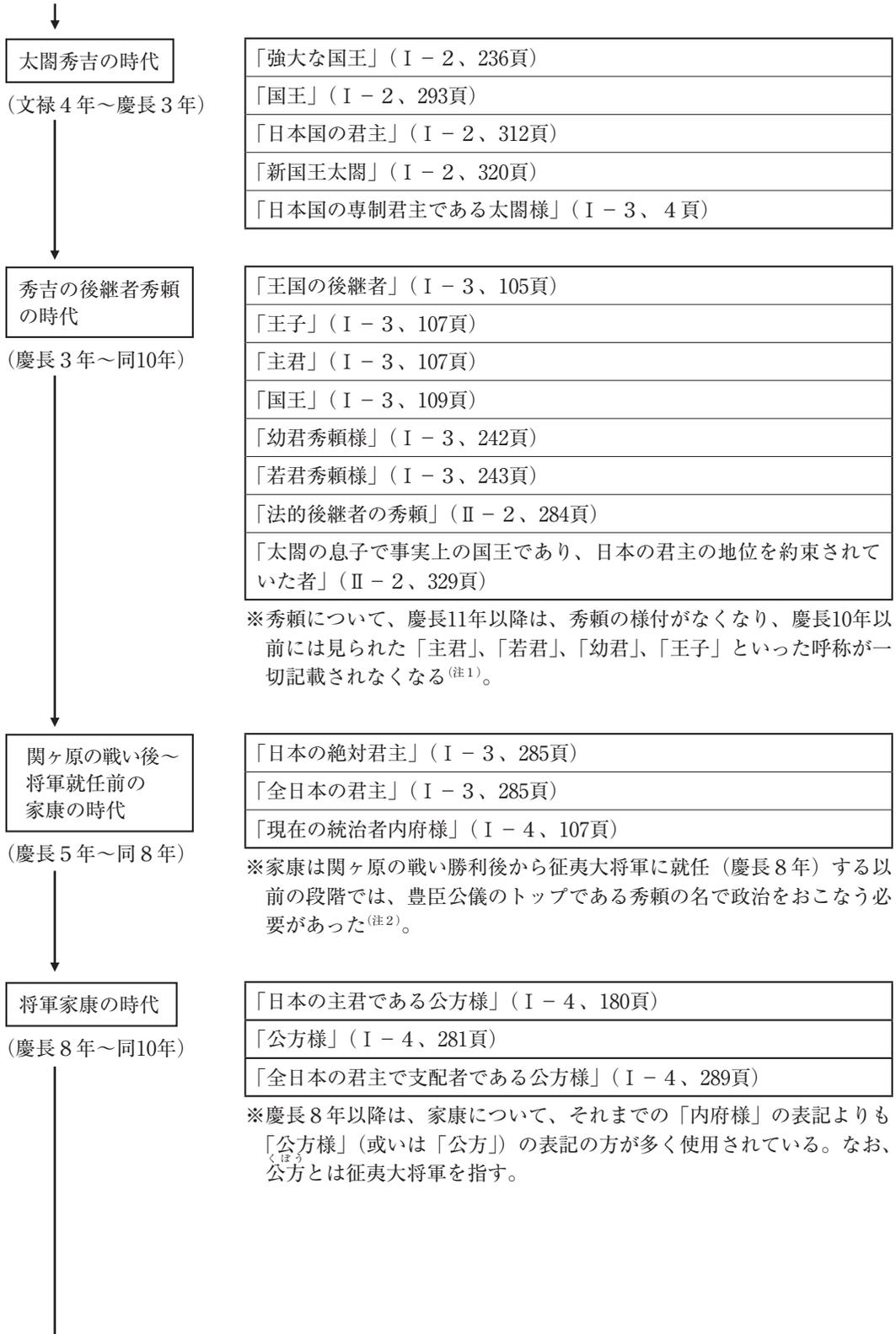
は当然であり、家康も同様の観点から警戒したと思われる。

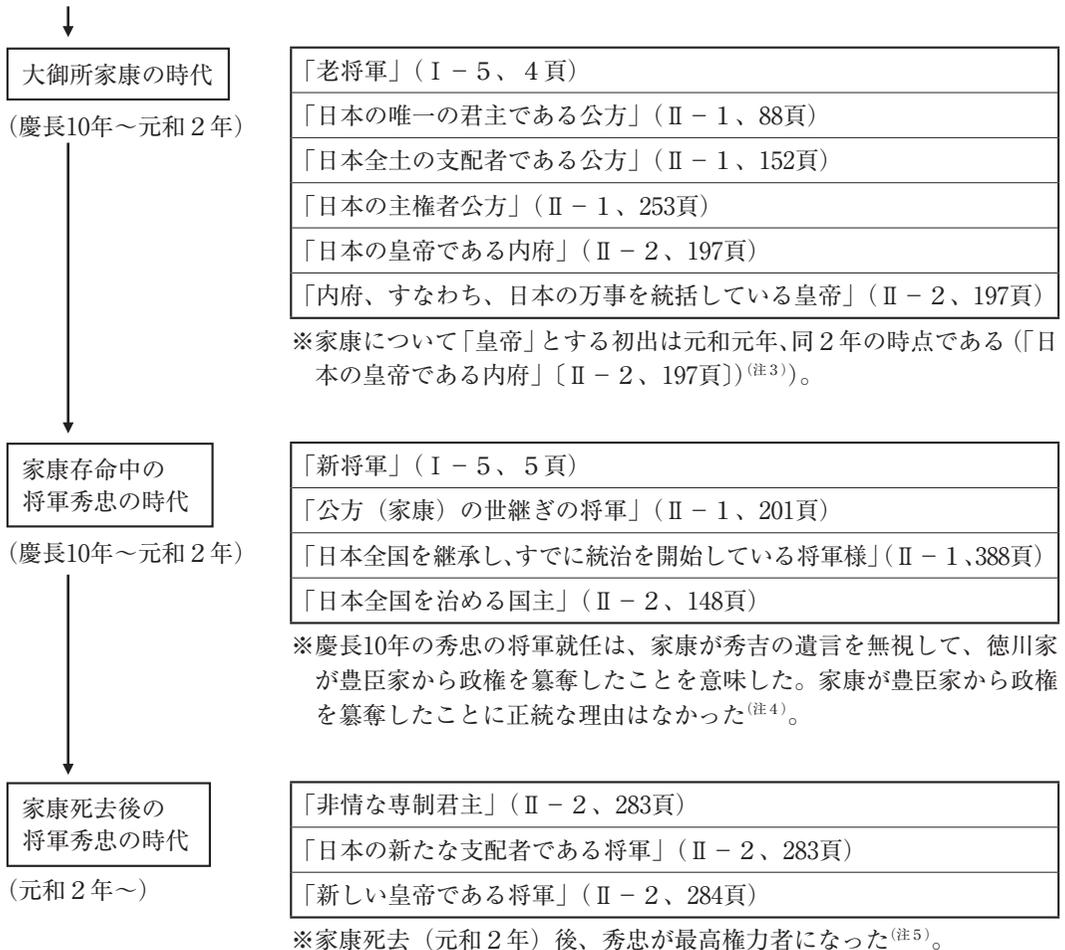
図 1

織田信長・豊臣秀吉・豊臣秀頼・徳川家康・徳川秀忠に関する政治権力の推移

(『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における記載内容をもとに検討)







【小括】 図1からわかるように、二元政治の時代は、①「太閤秀吉と新関白秀次の時代」(天正19年～文祿4年)、②「秀吉の後継者秀頼の時代」(慶長3年～同10年)と「将軍家康の時代」(慶長8年～同10年)、③「大御所家康の時代」(慶長10年～元和2年)と「家康存命中の将軍秀忠の時代」(慶長10年～元和2年)、ということになる。

上記①(太閤秀吉と関白秀次の二元体制)と上記③(江戸の将軍政権〔秀忠〕と駿府の大御所政権〔家康])はこれまで周知されてきたが、上記②については本稿での検討により新たに得られた知見である。上記②は秀頼が最高権力者であった時代が秀吉死去後の慶長3年から秀忠の将軍就任の慶長10年までであり、家康が将軍に就任して退位するまでの慶長8年から同10年までの時代も併存したため、この期間は日本国内に最高権力者が2人(豊臣公儀のトップである秀頼と徳川公儀のトップである家康)存在した時代であると規定した。なお、「関ヶ原の戦い後～将軍就任前の家康の時代」(慶長5年～同8年)は、家康が将軍に就任する前の段階であるので徳川公儀が成立していないことと、その段階の家康は、豊臣公儀のトップである秀頼の名で政治をおこなう必要があったため、二元政治の時代とは規定できない。慶長10年の秀忠の将軍就任は、家康が秀吉の遺言を無視して(つまり

正統な理由なく)、徳川家が豊臣家から政権を篡奪したことを意味したが、豊臣公儀はその後、元和元年の大坂夏の陣で豊臣家が滅亡するまで存続した。

笠谷和比古氏によって慶長8年の家康の將軍任官から元和元年の大坂の陣での豊臣家滅亡までの期間は二重公儀体制(豊臣公儀〔関白型公儀〕と徳川公儀〔將軍型公儀〕)であったことがすでに指摘されているが(笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』、吉川弘文館、2007年、171～190頁)、本稿での検討の結果、上述のように慶長8年から同10年までは日本国内に最高権力者が2人(豊臣公儀のトップである秀頼と徳川公儀のトップである家康)存在した時代であると規定できたことにより、笠谷氏が提唱した二重公儀体制の理解はより深められるであろう。

(注1) こうした慶長10年以前との呼称の差異は、慶長11年以降、秀頼の権力が低下して、秀頼が最高権力者ではなくなったことを示している。その原因は、慶長10年の徳川秀忠の將軍就任と考えられる。ただし、豊臣公儀は元和元年の大坂夏の陣で豊臣家が滅亡するまで存続した。

(注2) 慶長6年の時点において、家康と豊臣秀頼との関係については、「日本国の支配権は内府様(引用者注:家康)が握っている。(中略)また彼(引用者注:家康)はすべてを己が指令によってではなく、彼が荣誉を与えて接していた太閤様の息子の名〔その名は秀頼様、または拾様である〕によって行われていると思われるようにしたが、彼は日本人全体の最高の主君であると同様の権力を有していた。」(下線引用者)、(I-4、4頁)と記載されている。慶長6年における家康と秀頼の関係が的確に記されており、家康が実質的には「最高の主君」であったが、征夷大將軍に就任(慶長8年)する以前の段階では、豊臣公儀のトップである秀頼の名で政治をおこなう必要があったことがわかる。

(注3) このことは、大坂の陣で豊臣家が滅亡し、豊臣公儀が消滅したことにより、徳川家の一元公儀が成立したことに関係すると思われる。つまり、豊臣家が滅亡して、日本国内において徳川家の敵対勢力が存在せず、家康が絶対的権力を掌握した状況をもとにして、家康について「皇帝」という表記が出てきたものと考えられる。

(注4) 慶長10年、秀忠が將軍に就任したことにより、政権運営は家康に引き続き、徳川家(幕府)がおこなうことが明白になり、家康から秀頼に政権運営の主体が返還されることはなくなった。このことは、家康が秀吉の遺言を無視して、徳川家が豊臣家から政権を篡奪したことを意味した。家康は秀吉の遺命に背き詭弁を弄して、本来は秀頼が継承すべき国家を不正に手に入れた、として見られており、秀頼支持の諸大名はこの家康の狡猾なやり方に憤激した(II-2、198～199頁)。その意味では、家康が豊臣家から政権を篡奪したことは正統な理由があったものではなく、そのため秀頼支持の諸大名の大きな反感を買った。この家康による政権篡奪の結果、秀頼の政治的影響力は低下した(I-5、5頁)。

(注5) 「日本の新たな支配者である將軍」(II-2、283頁)、「新しい皇帝である將軍」(II-2、284頁)という記載は、家康死去後の記載として出てきている。このうち、「新しい皇帝である將軍」(II-2、284頁)という記載は、秀忠について「皇帝」という表記の初出であり、大坂の陣で豊臣家が滅び、さらに家康がその後死去したことにより、秀忠が最高権力者になったことを示している。

※『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では訳者が日本語訳の際に補足した注記が()内に記されているが、図1において『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から文章を引用する場合は、その訳者の注記を省略して引用し、文脈上必要な場合は、筆者(白峰)が()として、独自に意味を補足した。